

# 司法解剖の告知による死者の非人間化

——心の知覚理論にもとづく検討

白岩 祐子、齋藤 真由、唐沢 かおり

## 司法解剖と遺族の嫌忌

遺族、とりわけ犯罪などの予期せぬ暴力的な死別に直面した遺族にとって、愛する人の遺体は故人そのものであり、司法解剖されることへの抵抗感<sup>1</sup>はきわめて強い（新, 2009；小西, 2001）。無残に殺されて、そのうえ切り刻まれるなんて絶対に嫌だ、という遺族の心情は手記などにもたびたび綴られている（地下鉄サリン事件被害者の会, 2004；本郷, 2003；酒井・酒井, 2004；白岩・唐沢, 2018；山下, 2015）。

1985年に発生した日航機墜落事故では、山腹に激突した航空機に搭乗していた乗客・乗員との過酷な対面を多くの遺族が余儀なくされた。死者520名のうち完全遺体177名を除く残りの被害者は、頭部、胴体、四肢を切断された2,000以上の部分遺体として収容されたためである（「日航123便事故と医師会の活動」編集委員会, 1986）。これら無数の離断遺体の中から、親の、子の遺体のせめて一片でもと搜索する遺族の姿を、捜査・医療関係者らが克明に伝えている（飯塚, 2014, 2015；角田, 1986；加曾利, 1986など）。

刑事事件となる可能性もあつたことから、本件でも司法解剖が行われることとなった。とはいえ全件解剖は不可能であり、被害者のうち一部を解剖するという特例措置ゆえに責任者を悩ませたのが、どの遺族に解剖を依頼するかという問題であつた。身元確認の責任者をしていた元群馬県警の飯

塚 (2015) は、「心底、嫌だ」との思いを抱きながら遺族に依頼してまわり、予想どおり多くの遺族からの激しい拒絶にあっている。結局、機長、副操縦士、航空機関士、アシスタントパーサーの乗員4名と乗客1名の遺族から承諾が得られたものの、泣いて反対する子どもたちを乗員の妻や父親が静かに説き伏せる姿を目にして、本当は解剖などさせたくないに決まっている、とその胸中を推し測った (飯塚, 2015)。

故意に、ないし不慮の出来事によって突然に生命を奪われた故人の身体が、死後も傷つけられたり粗雑にとりあつかわれたりすることを遺族は強く嫌忌する。そうした遺族の反応は本件に限らずひろく普遍的に見いだされる。客観的にみればもはや生命を宿していない亡骸であっても、遺族にとって故人の身体はなおその人の心を宿す存在である。このことは、「遺体はモノではない」、「死んだって (私たちにとっては) 生きてるんです」という遺族の言葉に象徴されているといえるだろう (朝日新聞, 1998; 河原, 1999; 増永, 2015)。

## 死者に対する心の知覚

### Mind Survey

ある対象に心があると認識することを心の知覚 (mind perception) という。私たちは普段、きれいに咲いた花に話しかけたり、こまめに動くお掃除ロボットに名前をつけたりすることがあるが、その際には花やロボットに一瞬でも「心」を知覚しているといえるだろう (Wegner & Gray, 2016)。心はどのような観点から「ある」と認識されるのだろうか。近年、Mind Survey と呼ばれる調査の結果にもとづいて、主体性 (agency) と経験性 (experience) の二次元から心の知覚を理解する試みが行われている (Gray, Gray, & Wegener, 2007)。

このうち主体性とは、計画をたて目標に向かって進むなど、自律的に思考し行動する能力の次元をさしており、経験性は、痛みや喜びなどさまざまな感覚を経験する能力の次元を表している (Wegner & Gray, 2016)。Gray et al. (2007) は 2,040 名にオンライン調査を行って、人間、神、動物、ロボッ

トなど 13 の対象が、それぞれ主体性と経験性をどの程度有していると思うかを尋ねた。その結果、両次元とも高く知覚されたのは「成人の男女」であり、経験性は低いと主体性の高い存在としては「神」が、反対に、主体性は低いと経験性の高い存在として「赤ん坊」などが特定された。Gray et al. (2007) はさらに、主体性が、悪しき行為への罰など道徳的責任を付与されることと、経験性は逆に、危害から守られるなど庇護の対象になることと正の相関関係にあることを見いだした。つまり「神」は道徳的責任を強く帯び、「赤ん坊」は庇護を受ける存在だと知覚されていることになる。

### 死者における経験性の知覚

では死者は心をどの程度知覚されるのだろうか。仮定の事故場面を示し、人物の生存条件、死亡条件、植物状態条件を比較したシナリオ実験 (Gray, Knickman, & Wegner, 2011) によれば、死者の経験性は中点 (評価尺度の中間地点) より高く知覚されていた。これは植物状態にある人物より高い値でもあった。主体性は中点以下であったことから、死者は主体性より経験性が高い存在として認識されているわけである。死者は保護され、尊重される存在として認識されているといえるだろう。

死者に対する心の知覚は、遺体が害されるといっそう高くなることも明らかにされている (Ward, Olsen, & Wegner, 2013)。このシナリオ実験では、遺体が看護師から悪意をもって害されると、そうでない場合に比べ、死者に対する心、とくに経験性 (痛みを感じる能力) の知覚は高まることが確認された。遺体が傷つけられることで死者はより心を知覚されるというこの結果は、司法解剖という局面で、遺族が故人の中にいっそう痛ましきや苦痛を感じとる前掲の現象とよく似ている。上記の知見からは、解剖されることもまた死者の心、とくに痛みなど経験性の知覚を高める、との予測を導き出すことができるだろう。

### 非人間化

Ward et al. (2013) はさらに、生きている人間を刺激とする同様の実験を行

い、生者では逆に、加害されることで経験性の知覚が低下することを見いだした。これは、人間としての心が欠如したモノや動物のように対象を捉える現象であり、「非人間化 (dehumanization)」と呼ばれている (Haslam, 2006)。非人間化は、Gray et al. (2007) が提唱した心の知覚とは表裏の関係にあると指摘されているとおり (Haslam & Loughnan, 2014)、相手を非人間化すること、つまり相手には経験性がないと知覚することは、相手を庇護する必要性を認めず、逆に躊躇なく加害することに結びつくと考えられている。加害は本来、加害者や第三者に苦痛や罪悪感を喚起する行為であり、それゆえ加害や傍観は抑止されるわけであるが、非人間化はこのような抑止機能を弱める効果を有している (唐沢, 2017)。相手には心がないと知覚することで、人は苦痛を感じることなく加害・傍観するに至る。さらに、上記した結果のとおり、加害後にそのような事態を正当化する方略として、対象が非人間化されることも起こり得る。

勿論、司法解剖は悪意ある加害行為ではない。これが遺体の損壊につながるという点では Ward et al. (2013) の死者実験シナリオと同様であるが、司法解剖は被害者の死亡原因や死亡の状況を究明し、公判を維持するために行われる手続きである。正当性と強制力のある法的手続きであるからこそ、その結果もたらされる遺体の損壊は単なる加害行為よりいっそう正当化される必要が生じてくる。司法解剖が避けがたい法的手続きである以上、遺体損壊は「やむを得ない」帰結であり、この認識を支えるためには死者を非人間化しなければならない。このように考えれば、司法解剖される死者は心が知覚されるよりむしろ、非人間化されるものと予測することができる。この傾向はとくに死者と無関係な第三者において見いだされるだろう。

ここまでの議論からは以下の予測を導き出すことができる。第三者の場合、死者が司法解剖されることで心、とりわけ痛みなどを感じる経験性を知覚しなくなる (非人間化する) 一方で、遺族の場合には、死者が司法解剖されることで心、とくに経験性を知覚するようになるだろう。このように、死者に対する心の知覚は、以下に述べる死者との関係性によって違ってくることが予想される。

## 死者との関係性・性差

### 二人称と三人称の死

Jankélévitch (1966, 仲澤訳 1978) は死の人称という考え方を取り入れて、無関係な他人の死を、観念的で非人格的な「三人称の死」、家族や恋人など近親の死を、胸を引き裂くような悲しみをもたらす「二人称の死」と呼称した。解剖学者の養老 (2014) はこの枠組みを遺体に敷衍し、親しい人の遺体は特別な意味を帯びており、他人の遺体とはまったく別ものだと指摘している。故人を愛する者にとって遺体は故人同様に愛着を寄せる対象であるが、他人の遺体については一定の敬意こそ払うものの、身内以上に心を知覚することは考えにくい。

ある人物と親密な関係にあることは、その相手に好意を抱いていることとほぼ同義である。心の知覚研究において、人は好ましい人物に対してより心を知覚することが報告されている。シナリオ上で登場人物の描写を操作した Kozak, Marsh, & Wegner (2006) は、動物の保護活動をしているなどと好ましく描かれた人物が、傲慢であるなど好ましくない描写をされた人物に比べ、より心を知覚されることを見いだした。以上の結果を、死者との関係性による心の知覚という本主題に当てはめると、人々は、生前親しい関係にあった死者（二人称の死）に対しては、無関係な死者（三人称の死）より心を知覚し、さらに司法解剖されることで親しい死者にいつそう心を知覚するようになるものの、無関係な死者に対しては心を知覚しない、つまり非人間化が生起すると予測することができる。

死者に対する心の知覚にはさらに性差も見いだされるだろう。

### 性差

共感性、つまり他者の心理状態に対する理解と代理的な情動反応には、性差のあることがくりかえし確認されている (角田, 1994; 鈴木・木野, 2008; 登張, 2003)。これらの研究は共感性をさまざまな下位概念から捉えており、

その中でも、他者への同情や配慮といった他者指向性、架空の人物に自己投影する想像性などにおいて、女性は男性より高い得点を示すことが知られている（鈴木・木野, 2008；登張, 2003）。年齢や発達期にかかわらず、女性は男性に比べ、他者指向的で情緒的な対人関係を構築しやすい（角田, 1994）。

これらの研究が扱っているのは人間に対する投影であるが、社会心理学の領域では昨今、アニミズム、とりわけ自然物や人工物に対する擬人化という現象が検討されており、ここでも性差のあることが確認されている。池内（2010）は、自然物の神格化、「モノには所有者や作り手の心が宿っている」とみなす分身化、所有物の擬人化という3つの下位概念をとりあげて、いずれの要素でも女性の方が高い得点を示すことを明らかにしている。

以上の議論から、女性の方が男性より、あらゆる対象に感情移入しやすいと結論づけることができるだろう。この知見を一般化するならば、死者に対する心の知覚も同様に、男性より女性の方が高くなることが予想される。

## 実証研究：死者に対する心の知覚

本稿ではここまで、犯罪被害者の遺族が遺体に故人の心を見いだし、愛着を寄せ、それゆえ司法解剖を厭う姿を描き出してきた。このような反応がけっしてごく一部の遺族にみられる特異なものでないことは、日航機墜落事故の記録のみならず（飯塚, 2014, 2015；日本赤十字社振興部報道課, 1986；「日航123便事故と医師会の活動」編集委員会, 1986）、さまざまな事件の遺族による手記（地下鉄サリン事件被害者の会, 2004；本郷, 2003；酒井・酒井, 2004；白岩・唐沢, 2018；高橋・河原, 2015；山下, 2015）からも明らかであろう。私たちはなぜ死者やその遺体に心を見い出すのか、という疑問はおそらく現代日本人の死生観に深く根ざした問いであり、これに対し説明を試みることは死生学研究の重要な役割でもあると考えられる。

本研究では、海外ですでに知見を重ねつつある心の知覚／非人間化理論に着目し、死者に心を見い出す現象をその枠組みから捉えたうえで、死者に対する心の知覚ないし非人間化がどのような要因によって規定されるのか、先

行研究と同じくシナリオ実験を用いて実証的に検討することとした<sup>2</sup>。

検討する具体的な仮説は次のとおりである。

仮説 1：生前親しい関係にあった死者の方が、無関係であった死者より心（経験性）を知覚される。

仮説 2：司法解剖されることで親しい死者は心（経験性）をより知覚されるが、無関係な死者はより知覚されなくなる（非人間化される）。

仮説 3：女性は男性より死者に心（経験性）を知覚する。

## 方法

### 参加者

東京大学を中心とする学生 90 名（男性 52 名、女性 38 名）がシナリオ実験に参加した。参加者の平均年齢は 20.47 歳（ $SD = 4.70$ ）であった。参加者は、司法解剖要因の 2 水準（なし／あり）と関係性要因の 2 水準（他人／親戚）を組み合わせた、合計 4 種類のシナリオのうちいずれかをランダムに割り当てられた。

### 実験の手順

2016 年 11 月および 2018 年 10 月、「対人認知に関するアンケート」と題した調査票を用いてシナリオ実験を行った。はじめに死者との関係性を操作する教示文を提示し、次に司法解剖の有無を操作するシナリオを提示した。シナリオの直前では、後述の倫理的配慮のためのスクリーニングを実施した。続いて、関係性および司法解剖に関する操作チェック項目、および心の知覚を測定した。詳細は以下のとおりである。

### 教示文（関係性の操作）

「ある人物に対するあなたの印象をお聞きします」というリード文に続け

て、「救急車で都内の大学病院に運ばれた38歳の男性が、先ほど医師から死亡宣告を受けました。この男性があなたの知らない人物（他人条件）／あなたの親しい親戚（親戚条件）だと想定して次の文章を読み、以下の質問にお答えください」という教示を行った。

### シナリオ（司法解剖の有無の操作）

続けて「この人物／あなたの親戚は自宅2階の屋根にのぼり、先月の台風で詰まった雨どいを掃除していたところ、足をすべらせて地面に落下し、コンクリート面に全身を強くぶつけて倒れているところを家族に発見されました。亡くなった見知らぬ人物の遺体／亡くなったあなたの親戚の遺体はこれから事務手続きをへて家族により自宅に運ばれる予定です（司法解剖なし条件）／これから司法解剖により身体と頭部にメスが入れられ、各臓器が検査される予定です（司法解剖あり条件）」というシナリオを提示した。

### 倫理的配慮

上記した司法解剖あり条件のシナリオ描写が、家族や親戚を亡くしたばかりの参加者に精神的苦痛を与える可能性があることから、該当者には回答を控えるよう注記した。具体的には、「一年以内に親しいお身内を亡くされた方は以降に回答なさらないでください」という説明を教示文の直後、シナリオの直前に記載した。またこれに先立ち、調査への協力は任意であり、不協力による不利益は生じない旨を調査票の表紙に記載した。実施に際しては、筆者らの所属する研究室による倫理審査をうけ、その承認を得た。

### 操作チェック項目の測定

「亡くなった男性に対する説明として正しい番号ひとつに丸をつけてください」というリード文に続けて、関係性の操作チェック項目として「あなたの知らない人物である」という項目を尋ねた（「1. はい」か「2. いいえ」を選択）。さらに、司法解剖の有無の操作チェック項目として「これからすぐ



自宅に運ばれる予定だ」という項目を尋ねた（同上）。関係性の操作チェック項目において、親戚条件の教示文を提示されたにもかかわらず、「1. はい（知らない人物である）」を選択した2名を分析から除外した。

### 心の知覚の測定

シナリオ中の死者に対する心の知覚を測定した。はじめに、Gray et al. (2007) にもとづき、「亡くなった男性は次の性質をどの程度もっていると思いますか」というリード文を提示し、続けて、主体性と経験性に関する項目のうち、「恐怖を感じる」「痛みを感じる」など、経験性に関する11項目（表1）を5件法（1：そう思わない、2：あまりそう思わない、3：どちらともいえない、4：ややそう思う、5：そう思う）で尋ねた。

表1 心の知覚（経験性）の測定に使用した質問項目

1.	恐怖を感じる
2.	痛みを感じる
3.	苦しさを感じる
4.	怒りを感じる
5.	悲しさを感じる
6.	恥ずかしさを感じる
7.	困惑しうる
8.	悔しさを感じる
9.	なにかを望んだり求めたりすることができる
10.	喜びを感じる
11.	楽しさを感じる

## 結果

はじめに、心（経験性）の知覚 11 項目の信頼性係数（クロンバックの  $\alpha$  係数）を算出したところ、 $\alpha = .98$  と高い値が得られた。各項目には内的整合性があると判断できることから、すべての値を加算して項目数で除した平均値を心（経験性）の知覚の変数とした。平均値は 3.24 ( $SD = 1.17$ ) と、中点 (3) をやや上回った。

故人との関係性や司法解剖の有無、参加者の性別が死者に対する心の知覚に及ぼす影響を検討するため、心（経験性）の知覚を従属変数、関係性（他人／親戚）と司法解剖（なし／あり）、および参加者の性別（男性／女性）を独立変数とする分散分析を行った。その結果、関係性 ( $F(1, 80) = 0.67, n.s.$ ) と性別 ( $F(1, 80) = 2.76, n.s.$ ) の主効果は有意でなかったが、司法解剖 ( $F(1, 80) = 3.41, p = .07$ ) の主効果、および司法解剖と性別 ( $F(1, 80) = 3.70, p = .06$ ) の交互作用が有意傾向となっていた。

二次の交互作用が有意傾向を示したため単純主効果を検討したところ (図 1)、司法解剖なし条件において、女性参加者は男性参加者より死者に心（経験性）を知覚していた ( $F(1, 65) = 6.80, p < .05$ )。このように女性参加

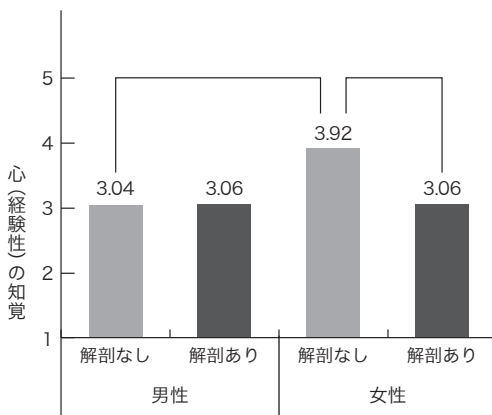


図 1 参加者の性別と司法解剖の有無による効果

者は司法解剖なし条件で死者に心を知覚していたが、司法解剖あり条件では心の知覚が低下し ( $F(1, 65) = 4.85, p = .06$ )、その値は男性参加者並みとなった。

以上の結果から 3 つの仮説を検証すると、まず「生前親しい関係にあった死者の方が、無関係であった死者より心（経験

性)を知覚される」という仮説1は、関係性の主効果が有意でなかったことから支持されなかった。同様に、「司法解剖されることで親しい死者は心(経験性)をより知覚されるが、無関係な死者はより知覚されなくなる(非人間化される)」という仮説2は、関係性と司法解剖の二次の交互作用が有意でなかったことから不支持の結果となった。最後に、「女性は男性より死者に心(経験性)を知覚する」という仮説3は部分的に支持される結果となった。女性が男性に比べて死者に心を知覚したのは、死者が司法解剖をうけない場合(図1)に限られていたためである。

### 考察：司法解剖の告知による非人間化

男性の場合、司法解剖の有無にかかわらず、死者に対する心の知覚はほぼ一定となっていた。男性が死者に心を知覚する程度は、中点付近(3.04から3.06)と必ずしも低いものではなかったが、司法解剖の告知をされようとされまいとその値は変化しないことから、男性による死者の心の知覚は死後処置の予告に影響されないことが示唆された。

これに対し、女性では司法解剖の告知による差異が確認された。すなわち、解剖に関する情報が示されない場合、女性は死者に対し心を突出して高く知覚しており、これは同条件における男性の値に比べても有意に高いものであった。この結果は平常時、女性が男性に比べて遺体に心、とりわけ痛みなどの経験性を知覚しやすいことを示しているといえるだろう。

しかし、こうした性差が生じたのは司法解剖の告知がない条件に限られた。遺体が司法解剖されるとの告知によって、女性による死者への心の知覚は有意に低下し、その値は男性並みになっている。この結果は、遺体が実際に加害されることで死者に対する心の知覚は高まるとの死者実験(Ward et al., 2013)とは対照的であり、逆に、生者が実際に加害されることで心の知覚が低下した生者実験のパターン(Ward et al., 2013)と一致するものである。本研究で見いだされたのは、遺体がこれから司法解剖されるとの予告によって死者が心を知覚されなくなる(非人間化される)現象が、女性でのみ生じ

たということであった。なぜ、このような結果が得られたのだろうか。

本研究のシナリオ中、死者が受けたのは悪意ある無意味な加害（Ward et al., 2013）ではなく、目的と根拠を備えた司法手続きとしての遺体損壊であった。司法解剖という言葉には、権威ある正当な手続きというニュアンスが色濃く滲んでおり、こうした不可避的なニュアンスは、女性がもともと備えている共感性を凌駕するほど強いものであったと考えられる。あるいは、女性はその共感性の強さゆえに、防衛的方略として司法解剖という避けがたい加害に直面した死者を「非人間化」せざるを得なかったのかもしれない。

本研究が用いたシナリオは、状況から死因が明らかであり、犯罪死ではないこと、したがって司法解剖する必要のないことが明白なものであった。実際にこうした事例で司法解剖されることは皆無とっていいだろう。司法解剖を行う必然性とその是非を本来問うべきこうした状況でも、参加者は解剖の実施を所与としたうえで、死者は死んでいるのだから解剖されても苦痛や無念を感じない、という理屈を導き出しうる合理的な認知的方略、つまり死者を非人間化する方略を選んだ可能性がある。加害行為は本来、加害者や第三者に苦痛や罪悪感をもたらすものであるが、非人間化によって、加害や傍観をためらわせるこうした働きは弱まると考えられており（唐沢, 2017）、本結果はこうした議論とも整合するものといえるだろう。

## 場面想定法（シナリオ実験）の限界

仮定の遺族であれば、本来行う必要のない司法解剖であったとしても、これを不可避の手続きとみなし、死者を非人間化してでも受け入れようとする。本研究において女性参加者の反応から示唆されたのはこのような傾向であった。

しかし実際には、まだ温かさの残る、眠っているかのような故人の身体を傷つける行為は、たとえ正当な理由と目的があったとしても、多くの遺族にとって、耐えがたく承諾しがたい手続きである。このことは前掲した事例からも明らかであろう。一般的に、予期しない死を経験した遺族は現実感の

ない状態が続き (Worden, 2008 山本監訳 2011)、この事態は防げたのではないかとの内省に没入するなど (Lehman, Wortman, & Williams, 1987)、死の現実と向き合うことが本来きわめて難しい。本研究で示唆されたように、遺族 (の役を割りあてられた参加者) が故人の死と解剖をただちに受け入れて、そのために故人を非人間化することは本末転倒なプロセスであるし、実際これは第三者に可能であったとしても、遺族には不可能なことであるように思われる。本研究で見いだされた、司法解剖の告知によって死者を非人間化する傾向は、現実の遺族には起きにくい現象だといわざるを得ない。

そうだとすれば、本研究では死者との関係性を操作していたにもかかわらず、ここで生起したのは二人称、つまり死者の身内としての認知ではなく、あくまでも三人称、つまり死者と無関係な、あるいは司法解剖する側の認知であって、だからこそ解剖することが正当化されたのだと考えることができるだろう。このことは、本結果において、「生前親しい関係にあった死者の方が、無関係であった死者より心を知覚される」という仮説 1 と、「司法解剖されることで親しい死者は心をより知覚されるが、無関係な死者はより知覚されなくなる (非人間化される)」という仮説 2 がともに支持されなかったこと、つまり関係性の操作にもとづいた予測がいずれも支持されなかったことから明らかである。

このように、本研究では臨場感ある二人称の死を喚起することができなかったといえるが、実在する家族の死を参加者に想起してもらうなど、実験操作をただ強めることは参加者の精神的苦痛につながりうる。倫理的な節度を保ちつつ実験操作に実効性をもたせていくのは容易なことではない。架空のシナリオを示し、描かれた人物に投影を求める従来の方法 (場面想定法) には、こうした限界のあることも今回明らかになった。

最後に本研究の意義を整理するとともに、今後の展望として、死者に対する心の知覚の規定因や、宗教・文化による異同を見いだすことなどの必要性について考察する。

## 研究の意義と展望

### 本研究の意義

死者はその身体が加害されることで心を知覚されやすく、逆に生者は非人間化されるという先行研究 (Ward et al., 2013) に対し、単なる悪意ではなく正当な理由にもとづいて遺体が損壊される場合、死者は女性によって非人間化されることが本研究から示された。女性のみが死者を非人間化した背景には、その共感特性と、「司法解剖」という手続きがもつ不可避性が関与していた可能性があることは、すでに論じたとおりである。

このことがさらに示唆しているのは、司法解剖という手続きの告知によって、一人の人間の死が私的あるいは個人的な意味の次元から、公的あるいは社会的な意味合いを帯びた次元へと移行しうることであろう。一個人の死や、遺体への悪意ある加害はごく個人的な出来事であり、人々がこれにどう反応するかは自由であるとしても、司法解剖は公的な手続き——その公共性ゆえに個人の権利を制約することがある程度認められている——であり、本シナリオのように実態上はこれを行う意味を欠くとしても、そうした公共性の付与によって、自然な心の営みは抑制されることがある。死という本来ごく私的な出来事が公的次元に移行する過程で、とくに女性は個人的な感傷としての心の知覚をなかば無自覚に抑制したものと考えられる。

以上をまとめると、本研究ではリアルな二人称の死を喚起することができなかつたとしても、死に公共性の意味合いを持ち込むことにより、心の知覚がそうした文脈と整合的に変化することを示したのは新しい点だと総括することができる。実際、死者への意味なき加害などの異常行為よりも、司法解剖の方が現実によく行われていることを鑑みれば、本結果が適用できる範囲はけっして小さくないといえるだろう。

### 心の知覚の規定因

本研究では、犯罪によって生命を奪われた被害者に実施される司法解剖に

着目し、死者への心の知覚に及ぼす影響を検討した。死者、とりわけ生前親しい関係にあった死者やその身体に心を見いだすことは、おそらく多くの現代日本人の死生観に根ざした普遍的な現象だと考えられることから、今後はさまざまな要因に着目し、心の知覚との関連を検討していくことが求められる。

野田 (2005) は、喪の悲しみが、遺族など「認知者」、「死者」、「死亡時」、「死後」という4つの次元から構成されると指摘している。このうち認知者の次元として、今回検討した性別のほかに、共感性やアニミズム傾向、故人への愛情の強さなどの個人特性によって心の知覚は異なることが予想される。また死者の次元として、死亡時の年齢はとくに重要だといえるだろう。死者が子ども、ことに幼い子どもであった場合、遺族や第三者への影響は甚大であり (飯塚, 2015; 石井, 2014)、心はより知覚されるはずである。また死亡時の次元としては、突然の死かある程度予期された死であるか、人為的原因か自然災害による死か、といった事柄も心の知覚に影響を及ぼす可能性がある。さらに死後の次元としては、死者が事後に経験する手続きや出来事が心の知覚を左右するものと考えられる。本研究が扱った司法解剖もこの次元に位置づけることができるだろう。

### 文化・国民性や宗教との関連性

死者に対する心の知覚には通文化性がみられるのだろうか。日航機墜落事故の犠牲者の中には22名の外国人乗客も含まれていたが、散逸した遺体をとり戻そうとする願いの強さは日本人遺族に固有であり、こうした傾向はアメリカ人、イギリス人など外国人遺族にはほとんどみられなかった旨報告されている (飯塚, 2015; 門田, 2012)。大規模事故が起きた場合、国によってはすべての遺体をまとめて火葬し、遺灰を被害者の人数に分けて遺族に分配することさえ行われるという (鈴木, 1999)。遺体の身元確認を重視し、また故人を自分たちの手で葬送することにこだわる日本人からすれば、これは想像しがたいやり方といえるだろう。

一方で、こうした報告は直観的には宗教上の慣習と矛盾するものである。

たとえば、土葬を主たる葬法とするキリスト教圏やイスラム教圏では、教理上復活が想定されていることから、火葬を主とする日本よりも遺体へのこだわりは本来強いことが予想される。実際、日本国内で犯罪被害にあったイギリス人に司法解剖を行う際、遺体を極力傷つけないようにと法医学者が外交ルートから再三求められる事例も報告されている（岩瀬，2010）。またイスラム教徒やユダヤ教徒が多く居住するイギリスのある地区では、教義に配慮して司法解剖の代わりに磁気共鳴画像法（magnetic resonance imaging: MRI）を用いた死因究明法が導入されている（塩谷・河野・菊地・早川，2012）<sup>3</sup>。

これらはいずれも事例の列挙にとどまるため、死者への心の知覚、さらに遺体の収容や損壊への反応にみられる文化差、ないし通文化性を実証的に明らかにしていくことが必要であろう。もし、文化や宗教によって、心の知覚や望ましい遺体の処遇に顕著な差が存在するならば、事故・災害によってもたらされる多国籍の死者に一律の措置をとることは、遺族の苦痛を深めるだけでなく当事国間の紛争にさえ発展する可能性がある。死者に対する心の知覚は、異なる宗教と遺体観をもつ人々が共存する現代、こうした潜在的な問題をはらんでいるといえるだろう。

シナリオ実験で得た本研究の知見をふまえて、今後は国際調査などにより上記の内容を明らかにしていくことが求められている。

## ■註

- 1 司法解剖とは、犯罪捜査や死因確定のために実施される解剖のことであり、警察官や検察官が必要と判断し裁判官が許可した場合、刑事訴訟法にもとづいて法医学者に嘱託される（武市，2003）。これは遺族の意向にかかわらず強制的に行われる手続きである。検視ののち司法解剖へ進む場合には、頭部と胸部・腹部の皮膚を切開して各臓器を摘出し、そこから作製した標本を数ヶ月かけて検査する。解剖後、脳や内臓はほとんど体内に残らない。
- 2 なお、心と身体が同じ場所にある通常の対象とは異なり、死者の心は、「遺体」と「遺体以外のどこか」のいずれにも存在しうる。おそらく、火葬ないし埋葬されるまでは遺体に心があるとみなされ、その後は空や天国、山の上、海の向こうなど別の場所に



心があるとみなされるのだろう。心の知覚研究においてこの二つは明示的に区別されてこなかったが、Gray et al. (2011) や Ward et al. (2013) が用いたシナリオでは、埋葬前の遺体に対する加害行為が描かれていることから、ここでは遺体に宿る心が検討されているものと理解することができる。この点は、遺体への司法解剖を主題とする本研究も同様である。

- 3 司法解剖の代替手段として、あるいは司法解剖に先んじて、死因究明のために死後 MRI や死後 CT (computed tomography: コンピュータ断層撮影法) を行い、遺体の内部を検査することを総称して死亡時画像診断 (autopsy imaging: Ai) という。Ai については海堂 (2008) や白岩・唐沢 (2018) に詳しい。

#### ■引用文献

- 朝日新聞 (1998). 犯罪被害者③ サリン事件で突然の死 解剖に遺族も傷つく 朝日新聞朝刊
- 新恵理 (2009). 司法解剖をめぐる犯罪被害者支援の現状と課題：事件直後からのグリーフケアカウンセリングまで 京都産業大学論集 (社会科学系列), **26**, 187-206.
- 地下鉄サリン事件被害者の会 (2004). それでも生きていく：地下鉄サリン事件被害者手記集 サンマーク出版
- Gray, H. M., Gray, K., & Wegner, D.M. (2007). Dimensions of Mind Perception. *Science*, **315**, 619.
- Gray, K., Knickman, T. A., Wegner, D. M. (2011). More dead than dead: Perceptions of persons in the persistent vegetative state. *Cognition*, **121**, 275-280.
- Haslam, N. (2006). Dehumanization: An integrative review. *Personality and Social Psychology*, **10**, 252-264.
- Haslam, N., & Loughnan, S. (2014). Dehumanization and infrahumanization. *The Annual Review of Psychology*, **65**, 399-423.
- 本郷由美子 (2003). 虹とひまわりの娘 講談社
- 飯塚訓 (2014). 墜落現場 遺された人たち：御巣鷹山、日航機 123 便の真実 講談社
- 飯塚訓 (2015). 墜落遺体：御巣鷹山の日航機 123 便 講談社
- 池内裕美 (2010). 成人のアニミズム的思考：自発的喪失としてのモノ供養の心理 社会心理学研究, **25**, 167-177.
- 石井光太 (2014). 遺体：震災、津波の果てに 新潮社

- 岩瀬博太郎 (2010). 法医学者、死者と語る：解剖室で聴く異状死体、最期の声 WAVE 出版
- Jankélévitch, V. (1966). *La Mort*. Paris: Flammarion. (ジャンケレヴィッチ, V. 仲澤紀雄 (訳) (1978). 死 みすず書房)
- 角田隆 (1986). 日航機墜落事故による検視体験記 「日航 123 便事故と医師会の活動」 編集委員会 (編) 日航 123 便事故と医師会の活動 群馬県医師会 pp. 92-95.
- 角田豊 (1994). 共感経験尺度改訂版 (EESR) の作成と共感性の類型化の試み 教育心理学研究, **42**, 193-200.
- 門田隆将 (2012). 尾根のかなたに：父と息子の日航機墜落事故 小学館
- 海堂尊 (2008). 死因不明社会：Ai が拓く新しい医療 講談社
- 加曽利恵美子 (1986). 生きていた人間だった 日本赤十字社振興部報道課 (編) 救護体験記 85・8・12 日航機墜落事故現場から 日本赤十字社 pp. 215-217.
- 唐沢かおり (2017). なぜ心を読みすぎるのか：みきわめと対人関係の心理学 東京大学出版会
- 河原理子 (1999). 犯罪被害者：いま人権を考える 平凡社
- 小西聖子 (2001). 犯罪被害者遺族：トラウマとサポート 東京書籍
- Kozak, M. N., Marsh, A. A., & Wegner, D. M. (2006). What do I think you're doing? : Action identification and mind perception. *Journal of Personality and Social Psychology*, **90**, 543-555.
- Lehman, D. R., Wortman, C. B., & Williams, A. F. (1987). Long-term effects of losing a spouse or child in a motor vehicle crash. *Journal of Personality and Social Psychology*, **52**, 218-231.
- 増永修平 (2015). 第 3 章 聴いて考える 高橋シズエ・河原理子 (編著) 〈犯罪被害者〉が報道を変える 平凡社 pp. 135-145.
- 日本赤十字社振興部報道課 (1986). 救護体験記 85・8・12 日航機墜落事故現場から 日本赤十字社
- 「日航 123 便事故と医師会の活動」編集委員会 (1986). 日航 123 便事故と医師会の活動 群馬県医師会
- 野田正彰 (2005). 喪の途上にて：大事故遺族の悲哀の研究 岩波書店
- 酒井肇・酒井智恵 (2004). 第 4 章 「二次被害」と向き合う 酒井肇・池楚聡・石倉哲也・酒井智恵 (著) 犯罪被害者支援とは何か 付属池田小事件の遺族と支援者による共同発信 ミネルヴァ書房 pp. 81-93.
- 塩谷清司・河野元嗣・菊地和徳・早川秀幸 (2012). 死後 CT、死後 MRI を用いたオートプ

- シー・イメージングによる死因スクリーニング：その利点、欠点 大和証券ヘルス財団研究業績集, **35**, 16-20.
- 白岩祐子・唐沢かおり (2018). 死因究明における死亡時画像診断 (Ai) の意義：司法解剖を経験した交通死遺族との面接にもとづく検討 人間環境学研究, **16**, 25-34.
- 鈴木和男 (1999). 遺体鑑定：歯が語りかけてくる 講談社
- 鈴木有美・木野和代 (2008). 多次元共感性尺度 (MES) の作成：自己指向・他者指向の別に焦点を当てて 教育心理学研究, **56**, 487-497.
- 高橋シズエ・河原理子 (2015). 〈犯罪被害者〉が報道を変える 平凡社
- 武市尚子 (2003). 病理解剖・司法解剖後の検体・遺体の取扱い：法医学研究者の立場から ジュリスト, **1244**, 218-221.
- 登張真稲 (2003). 青年期の共感性の発達：多次元的視点による検討 教育心理学研究, **14**, 136-148.
- Worden, W. (2008). *Grief counseling and grief therapy: a Handbook for the mental health practitioner* (4<sup>th</sup> Ed.). New York: Springer. (山本力 (監訳) (2011). 悲嘆カウンセリング：臨床実践ハンドブック 誠信書房)
- Ward, A. F., Olsen, A. S., & Wegner, D. M. (2013). The harm-made mind: Observing victimization augments attribution of minds to vegetative patients, robots, and the dead. *Psychological Science*, **24**, 1437-1445.
- Wegner, D. M. & Gray, K. (2016). Chapter1: Welcome to the club. Wegner, D. M. & Gray, K. (Eds) *The Mind Club: Who thinks, what feels, and why it matters*. New York: VIKING. pp. 1-23.
- 山下京子 (2015). 彩花へ：「生きる力」をありがとう 河出文庫
- 養老孟司 (2014). 死の壁 新潮社

(しらいわ・ゆうこ 東京大学大学院人文社会系研究科専任講師)  
 (さいとう・まゆ (株) 大和総研ビジネス・イノベーション)  
 (からさわ・かおり 東京大学大学院人文社会系研究科教授)

## Dehumanization to the Dead by Judicial Autopsy: From Mind Perception

Yuko Shiraiwa, Mayu Saito, Kaori Karasawa

For the bereaved family, the deceased are not dead. To the body which no longer has life in, the bereaved family finds the mind of the deceased and has love for. That's reason why they dislike judicial autopsy.

Not only in the dead, we percept minds in various objects such as flowers and robots. These mental activity is explained from the mind perception theory (Gray, Gray, & Wegener, 2007). Mind perception that “the target has mind” consists of two dimensions: “Agency” that the target has the ability to act voluntarily towards its own purpose, and “Experience” that it has ability to feel pain and pleasure. By finding such capabilities in the target, we respect it as an autonomous existence or protect it as protectable. Conversely, to percept the target as lacking in these abilities is called dehumanization (Haslam, 2006), which justifies harming it.

In this paper, we first describe in detail the bereaved family's grief to judicial autopsy, and outline the framework of mind perception/dehumanization theory and past empirical studies. Furthermore, we report our empirical study to examine whether judicial autopsy brings mind perception or dehumanization to the dead. Finally, whether the mind perception to the dead depends on the country, culture and religion is discussed.